

△招 集

川越地区消防組合告示第一号

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会を次のとおり招集する。

令和二年三月十九日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和二年三月二十七日 午後一時三十分
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

令和二年三月二十七日 一 日 間

△議事順序

午後一時三〇分開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

高橋 剛 議員

小ノ澤 哲 也 議員 を指名する。

三、日程第五については、令和元年十月二日以降受理した監査結果を報告する。

四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

六、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第一回定例会を閉会する。

△議事日程

令和二年三月二十七日 午後一時三十分開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 監査結果の報告について

日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定める事について

日程第八 議案第二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定める事について

日程第九 議案第三号 令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第一号)

日程第一〇 議案第四号 令和二年度川越地区消防組合一般会計予算

△議場に出席した議員(二一人)

第一番 道祖土 証 議員 第二番 森田 敏男 議員

第三番 小峯 松治 議員 第四番 桐野 一忠 議員

第五番 明ヶ戸亮太 議員 第七番 柿田 有一 議員

第九番 吉野 郁恵 議員 第一〇番 小林 薫 議員

第一一番 高橋 剛 議員 第一二番 小ノ澤哲也 議員

第一三番 小野澤康弘 議員

△欠席議員(なし)

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 大原 誠

消防局長 岸田 隆

次長 島村 昭仁

〃 比留間 富雄

岸 康弘
志村 和宏
安田 勇次
程島 秀二
谷島 忠雄
西村 政徳
長澤 俊幸
秋山 浩利
橋本 丈夫
武笠 浩

川越北消防署長
川越中央消防署長
川越西消防署長
川島消防署長
総務課長
警防課長
救急課長
指揮統制課長
新消防庁舎建設準備室長

△議場に出席した職員

書記長 小森谷 昌弘
書記 中里 良明
" 岩 渕 巧
" 瀬 沼 健

△開 会（午後二時十七分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○桐野 忠議長 直ちに会議を開きます。
日程に入ります。
日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第一回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。

管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。
（岩渕 巧書記 朗読）

川消総発第九九六号

令和二年三月二十七日

川越地区消防組合議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 川合 善 明

議案の提出について（通知）

令和二年本組合議会第一回定例会に、下記の議案を提出いたします。
記

一 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

三 令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

四 令和二年度川越地区消防組合一般会計予算

○桐野 忠議長 以上で、公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○桐野 忠議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告

告についてを議題といたします。
管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第八二号

令和二年三月十九日

川越地区消防組合管理者

川合善明様

川越地区消防組合議会議長

桐野忠

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、三月二十七日午後一時三十分開会の川越地区消防組合議会第一回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第九六六号

令和二年三月二十七日

川越地区消防組合議会議長

桐野忠様

川越地区消防組合管理者

川合善明

出席通知書

要求により、令和二年本組合議会第一回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合善明

副管理者 飯島和夫

〃 栗原薫

会計管理者 大原誠

消防局長 岸田隆

次長 島村昭仁

〃 比留間富雄

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

〃 岸康弘

川越北消防署長 志村和宏

川越中央消防署長 安田勇次

川越西消防署長 程島秀二

川島消防署長 谷島忠雄

総務課長 西村政徳

警防課長 長澤俊幸

救急課長 秋山浩利

指揮統制課長 橋本丈夫

新消防庁舎建設準備室長 武笠浩

△日程第四 会議録署名議員指名について

○桐野 忠議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされ

た川越市議会議規則第八十八条の規定により、

高橋 剛 議員

小ノ澤 哲也 議員

を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○桐野 忠議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題とします。

監査委員より、令和元年十月二日以降本日まで七件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第二三号

令和元年十月二日

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度八月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二五号

令和元年十月二十一日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度九月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二七号

令和元年十一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第九十九条第四項の規定に基づき、川越地区消防組合の定例監査を

執行したので、同条第九項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

川消監発第二九号

令和元年十一月二十二日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度十月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三一号

令和元年十二月二十三日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野忠様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

同 小野澤康弘

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度十一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第三五号

令和二年一月二十七日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度十二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第五〇号

令和二年二月二十日

川越地区消防組合管理者 川合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

同 小野澤 康 弘

出納検査の結果について(報告)

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和元年度一月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○桐野 忠議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、去る令和元年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

(柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇)

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和元年十月二十九日、川越市役所七階第五委員会室において、また、十一月十八日及び本年三月二十七日は、消防局三階講堂においての三日間にわたり、令和元年十月一日開会の第三回定例会において、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関することについて審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、職員の皆さんから、それぞれの職場において、庁舎建設に関する問題点や要望など、話し合われている内容や、既に消防局の部会へ要望している内容など、御意見を頂き、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回、新消防庁舎及び訓練施設等の基本設計において、庁舎の配置及び平面図等の説明を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第二日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より基本設計について説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、次回は、新消防庁舎及び訓練施設等の基本設計において、庁舎の配置及び平面図等の最終案の説明を受け、調査を行うことを確認し、散会いたしました。

第三日目の会議は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題として、理事者より基本設計について及び事業スケジュールについて説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長登壇として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重

要な課題であり、来年度には実施設計が予定されていることから、引き続き調査する必要があるため、本日中に調査を終了することは困難であります。よって、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とし、定例会終了後審査したい旨が協議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和二年三月二十七日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

○桐野 忠議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を結びたいと思います。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△管理者挨拶

○桐野 忠議長 申し上げます。管理者より発言の申し出がありますので、これを許

します。

(川合善明管理者登壇)

○川合善明管理者 本日は、令和二年度の当初予算案を御審議頂きます第一回定例会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、組合の行政運営に対し、今後とも格別なる御支援、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、川越市、川島町ともに厳しい財政状況ではございますが、令和二年度の当初予算案といたしましては、令和元年度の当初予算対比で一五・八%増の六十三億二千七百五十七万六千円の前規模となっております。

主な施策といたしましては、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車の更新整備のほか、消防資機材等の整備など初動消防力の強化を図るとともに、住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動体制を維持向上させるため、老朽化が著しい川越地区消防局川越北消防署庁舎の新庁舎の建設に向けて用地の取得及び実施計画をはじめとする各種事業を実施するものでございます。

また、令和二年度の当初予算案のほか、組合条例の一部を改正する条例案並びに本年度の一般会計予算の補正がございます。詳細につきましては消防局長をして説明いたさせていただきますので、何とぞ速やかに御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

当組合といたしましても、市民、町民が安全安心を実感できるまちづくりのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも安全安心の確保という観点に立ちます組合行政につきまして、議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます、結びといたします。

○桐野 忠議長 以上で、管理者の挨拶を終わります。

△日程第七 議案第一号 川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を

定めることについて

○桐野 忠議長 日程第七、議案第一号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一号

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和二年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第一号、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、消防団員の処遇改善に係る費用弁償の見直しに伴い、川越地区消防組合消防団条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第十三条の費用弁償の規定を改正しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を令和二年四月一日としようとするものでございます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

○桐野 忠議長 日程第八、議案第二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第二号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和二年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川合善明

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第二号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案

理由の御説明を申し上げます。

初めに、第一条の改正について御説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告の内容に準じて給料月額を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、給料表全体の給料月額を平均〇・一％引き上げようとするものでございます。職務級ごとの改定率につきましては、一級が〇・四％、二級が〇・二％、三級が〇・一％、四級が〇・〇四％、五級が〇・〇一％でございます。

次に、第二条の改正についてですが、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、平成二十八年条例第七号について、改元に係る規定の整理をしようとするものでございます。

次に、附則についてでございます。附則第一項及び第二項につきましては、本条例の施行期日等について定めようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日とし、第一条の改正規定による改正後の消防職給料表について平成三十一年四月一日から適用しようとするものでございます。

附則第三項につきましては、平成三十一年四月一日前の異動者の号給の調整について定めようとするものでございます。

附則第四項につきましては、給与の内払について定めようとするものでございます。

附則第五項につきましては、規則への委任について定めようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第三号 令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

○桐野 忠議長 日程第九、議案第三号、令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案第三号

令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）

令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千三百九十四万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億二千二百六十三万四千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

令和二年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明をお願いします。

（岸田 隆消防局長登壇）

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第三号、令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書三の一ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千三百九十四万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四億二千二百六十三万四千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、三の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、三の三ページの起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。続きまして、別冊の令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第一号）により御説明申し上げます。

初めに、四ページの歳出を御覧頂きたいと存じます。

常備消防費でございます。常備消防費九百八十六万九千円の減額は、消防車両整備及び救急高度化の推進の事業費等の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、常備施設費二千三百六十七千円の減額は、施設管理及び消防局庁舎建設の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

五ページに移りまして、次に、非常備消防費でございます。川越非常備消防費及び川島非常備消防費につきましては、特定財源の追加に伴う財源内訳の変更でござ

います。

次に、水利施設費でございます。川越水利施設費七百三十五万四千円の減額は、川越市水利利の増設の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。次に、公債費でございます。利子三百五十五万円の減額は、組合分利子の償還金額の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らさせていただきます。二ページを御覧頂きたいと存じます。

負担金五十六万五千円の減額は、消防組合負担金といたしまして、常備消防費の事業費の確定及び特定財源の追加等に伴う共通経費、非常備消防費に係る川越市、川島町それぞれの負担金の減額並びに水利施設費の事業費の確定に伴い、水利施設費に係る川越市の負担金を減額しようとするものでございます。

次に、物品売払い収入三百八万円の追加は、不用品売払い収入の確定に伴い、追加しようとするものでございます。

次に、雑入百万円の追加は、川越市、川島町それぞれのコミュニティ助成事業助成金の採択に伴い追加しようとするものでございます。

三ページに移りまして、消防債九千八百七十万円の減額は、消防施設整備事業債といたしまして、はしご付消防自動車一台、高規格救急自動車一台、救急車に積載する高度救命処置用資機材、各署空調設備改修工事、新消防庁舎建設に係ります各種業務委託及び防火水槽に係ります事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、五千二百二十四万四千円を計上いたしました。消防施設等整備費補助金といたしまして、はしご付消防自動車の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

次に、消防費県補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、一千円を計上いたしました。消防救急体制整備費補助金といたしまして、ラグビーワールドカップ開催に伴う訓練視察燃料代に係る県補助金の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、六ページ以降にございます附表一につきましては給与費明細書、附表二につきましては地方債に関する調書でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第四号 令和二年度川越地区消防組合一般会計予算

○桐野 忠議長 日程第十、議案第四号、令和二年度川越地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

議案第四号

令和二年度川越地区消防組合一般会計予算

令和二年度川越地区消防組合一般会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第一条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ六十三億二千七百五十七万六千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十四条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第二表債務負担行為」による。

(地方債)

第三条 地方自治法第二百三十条第一項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表地方債」による。

(一時借入金)

第四条 地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、三億円と定める。

令和二年三月二十七日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○岸田 隆消防局長 提案理由の説明を願います。
(岸田 隆消防局長登壇)

○岸田 隆消防局長 ただいま上程となりました議案第四号、令和二年度川越地区消防組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四の一ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十三億二千七百五十七万六千円と定めようとするものでございます。

令和元年度当初予算と比較いたしますと、割合として一五・八%、額にして八億六千百万二千円の増額となっております。人件費及び普通建設事業費の増額が主な要因でございます。定年退職者の増加及び新消防庁舎建設に係る増額が主なものでございます。

第二項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を四の三ページの第一表歳入歳出予算のとおりに定めようとするものでございます。

第二条、債務を負担する行為をすることができず、期間及び限度額を四の五ページ、第二表債務負担行為のとおりに定めようとするものでございます。

第三条、地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法を第三表地方債のとおりに定めようとするものでございます。

第四条、一時借入金への借入れの最高額を三億円と定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和二年度川越地区消防組合一般会計予算説明書によりまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

二ページを御覧頂きたいと存じます。

負担金の総額は五十三億五千四百九十九万三千円を計上いたしました。

消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、予備費及び川越市の公債費、消防用地費から成る内容でございます。

次に、消防使用料は四十九万八千円を計上いたしました。行政財産使用料といたしまして、消防庁舎に設置しております自動販売機に関する見込み額でございます。

三ページに移りまして、消防手数料の総額は四百三十三万三千元を計上いたしました。危険物製造所等設置許可申請等手数料及び火薬類譲渡等許可申請手数料に関する見込み額でございます。

次に、消防費県補助金の総額は一千二百七十万円を計上いたしました。消防救急

体制整備費補助金といたしまして、陽圧化学防護服、除染テント及び応急救護所用資機材の整備に関する見込み額でございます。

次に、利子及び配当金は十万円を計上いたしました。基金利子といたしまして、退職手当基金に関する見込み額でございます。

次に、財産貸付収入は九十六万円を計上いたしました。財産貸付収入といたしまして、消防庁舎に設置しております自動販売機に関する見込み額でございます。

次に、物品売払い収入一千円は科目の設定でございます。

四ページに移りまして、繰越金は二千万円を計上いたしました。前年度剰余金の概算額でございます。

次に、預金利子一千円は科目の設定でございます。

次に、受託収入の総額は九百十四万円を計上いたしました。受託収入といたしまして、川越自警消防費、川越水防費から成る内容でございます。

次に、雑入の総額は一千六百九十五万三千円を計上いたしました。支弁金といたしまして、関越高速道路救急業務支弁金、雑入といたしまして、川越市、川島町それぞれの消防基金支払い金収入及び余剰電力売払い収入等の見込み額でございます。

五ページに移りまして、消防債の総額は九億九百万円を計上いたしました。消防施設整備事業債といたしまして、高規格救急自動車三台、救急車に積載する高度救命処置用資機材、消防ポンプ自動車二台、各種改修工事、新消防庁舎建設に係る実

施設業務委託、物件補償費、公有財産購入費及び川島町消防団の消防ポンプ自動車の整備等に関する見込み額でございます。

続きまして、歳出の説明に移らさせていただきます。六ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、議会費でございます。議会費の総額は六百七十五万一千円を計上いたしました。消防組合議会議員の報酬及び事務経費に関する所要額でございます。

七ページに移りまして、総務管理費でございます。一般管理費の総額は三百八十三万六千円を計上いたしました。特別職の報酬及び事務経費に関する所要額でございます。

います。

次に、公平委員会費の総額は八万六千円を計上いたしました。公平委員の報酬等に関わる所要額でございます。

八ページに移りまして、監査委員費でございます。監査委員費の総額は三十八万八千円を計上いたしました。監査委員の報酬及び事務経費に関わる所要額でございます。

九ページに移りまして、常備消防費でございます。常備消防費の総額は四十八億一千三百九十四万一千円を計上いたしました。事業につきましては、職員人件費、火災予防対策、救急高度化及び消防車両整備等の常備消防に関わる内容でございます。

主な事業につきまして申し上げます。

職員人件費につきましては、給料、職員手当等及び共済費等に関わる所要額でございます。

次に、職員事務につきましては、消防学校、消防大学校等の教養及び研修、福利厚生及び給貸与物品等に関わる所要額でございます。

十ページに移りまして、火災予防対策の推進と普及啓発につきましては、事業所の防火管理体制の充実及び市町民の防火意識の高揚を図るため、普及啓発に関わる所要額でございます。

次に、消防車両整備につきましては、高規格救急自動車三台、消防ポンプ車二台の更新整備等に関わる所要額でございます。

十一ページに移りまして、救急高度化の推進につきましては、応急手当の普及啓発、救急救命士の養成及び救急隊員の資質向上並びに高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材等に関わる所要額でございます。

次に、消防通信整備につきましては、高機能消防指令センターに係る装置等の分解整備及び維持管理等に関わる所要額でございます。

十二ページに移りまして、川越北、川越中央、川越西及び川島の各消防署の消防

活動業務費につきましては、消防活動資機材の整備等に関わる所要額でございます。

十三ページに移りまして、常備施設費の総額は十億五千三百六十二万九千円を計上いたしました。施設管理、川越市分消防用地費、消防庁舎改修及び消防局庁舎建設の各事業でございます。

十四ページに移りまして、非常備消防費でございます。川越非常備消防費の総額は八千三百五十四万七千円を計上いたしました。川越市消防団に関わる消防団事務、消防団施設管理、消防団車両管理の各事業でございます。

主な事業につきまして申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に関わる所要額でございます。

十五ページに移りまして、川島非常備消防費の総額は五千二百八十四万二千円を計上いたしました。川島町消防団に係る消防団事務、消防団施設管理及び消防団車両管理及び消防団消防車両整備の各事業でございます。

主な事業につきましては申し上げますと、消防団事務につきましては、消防団員の報酬、共済費、旅費及び消防団の装備等の整備など、消防団運営に関わる所要額でございます。

また、消防団消防車両整備につきましては、川島町消防団第二分団に配備する消防ポンプ自動車の所要額でございます。

十七ページに移りまして、水利施設費でございます。川越水利施設費の総額は七千七百九十九万九千円を計上いたしました。川越市に関わる水利施設管理及び消防水利の増設の各事業でございます。消火栓の設置及び維持管理に関わる所要額でございます。

次に、川島水利施設費は二百三十七万円を計上いたしました。川島町に関わる水利施設管理の事業でございます。消火栓の維持管理等に関わる所要額でございます。

次に、自警消防費でございます。川越自警消防費の総額は六百八万二千円を計上いたしました。川越市自警消防隊運営事務につきましては、自警消防隊に対する補

助金及び資機材等の維持管理等に関わる所要額でございます。

十八ページに移りまして、水防費でございます。川越水防費の総額は三百五十八千円を計上いたしました。川越市水防団運営事務につきましては、水防団員の共済費、旅費等に関わる所要額でございます。

十九ページに移りまして、公債費でございます。元金の総額は二億八百七十八万五千円を計上いたしました。組合分及び川越市分の元金償還に関わる所要額でございます。

次に、利子の総額は一千五十六万二千円を計上いたしました。組合分及び川越市分の利子償還に関わる所要額並びに一時借入金利子の見込み額でございます。

次に、予備費でございます。予備費といたしまして四百五十万円を計上いたしました。

以上、御説明を申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、二十ページ以降にございます附表一、附表二及び附表三につきましては、給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調査でございますが、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。吉野郁恵議員。

(吉野郁恵議員登壇)

○吉野郁恵議員 議長より発言のお許しを頂きましたので、議案第四号、令和二年度川越地区消防組合一般会計予算について、質疑させていただきます。

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

平成二十九年の台風第二十一号、そして昨年の台風第十九号により広範囲で大きな被害がここ数年間で発生しています。今後も台風や豪雨に伴う災害が大変危惧されるところです。

そこで、まず一点目といたしまして、消防隊の水害対策の予算は計上されているのか、あるとすれば、その内容について伺いいたします。

また、消防隊の水害活動の体制について、併せて伺いいたします。

現在、新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機構において国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言しました。新型コロナウイルス感染症は、川越地区も含め日本全体を震撼させています。

二点目といたしまして、感染症対策の予算は計上されているのか、あるとすれば、その内容について伺いいたします。

また、医療従事者の感染などニュースでも取り上げられていますが、救急活動の感染症対策について、併せて伺いいたします。

当初予算については、各種災害対応に係る経費に加え、災害対応の拠点となる新消防庁舎建設に関わる経費が盛り込まれております。約八億六千万の増額となっております。今後も住民の安全安心のため各事業を確実に推進していただきたいと思っております。

以上、二点について伺いし、質疑といたします。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

消防隊の水害対策として予算計上している内容についてでございますが、消防組合では救助用ボートを七艇保有し、水害等の災害に備えているところでございます。なお、総トン数二十トン未満で推進機関を装備した小型船舶につきましては、日本小型船舶検査機構の登録の対象となり、定期に検査を受け、維持管理する必要がありますのでございます。このことにより、台風時等の水害対策としての予算計上として船舶定期検査一艇、船舶中間検査一艇の予算を計上しております。

船舶定期検査でございますが、初めて船舶を航行させるとき、または船舶検査証書の有効期間が満了したときに受ける検査で、消防組合の船舶検査証書の有効期間は六年でございます。船舶中間検査でございますが、定期検査と定期検査の間に受ける検査で、消防組合の船舶は、定期検査から三年目に受検するものでございます。

次に、消防隊の水害活動の体制につきましては、消防組合が保有する七艇の救助用ボート等を活用して人命救助を最優先に活動するとともに、各消防署及び各消防分署に排水ポンプを配置し、浸水域の排水作業を行えるよう整備しております。また、川越西消防署名細分署を水難事故に対応する基幹署として、潜水業務を行う潜水隊を設置し、潜水用資機材などを配備しております。

消防組合の体制といたしましては、事前の計画として、職員の動員基準などを定めた非常配備体制実施要領に基づき、気象状況、災害の規模や発生状況に応じて段階的に職員を動員して災害対応体制を強化することとなっております。

水害等の災害発生時の活動につきましては、職員や消防隊等の災害対応の事前対応として策定した大規模災害活動計画に基づき、消火、救助及び救急活動を行うこととされています。なお、消防組合の消防力を超える水害等の災害が発生した場合には、その状況に応じて近隣消防相互応援、埼玉県下消防相互応援及び緊急消防援助隊を要請して対応してまいります。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関わる予算につきましては、現在のところ特別な予算計上は行っておりませんが、新型コロナウイルスの毒性を超えた、より強い感染症の発生に対応できるよう、高いバリア性のあるつなぎ式の感染防護服を毎年二百五十セット更新整備をしております。令和二年度におきましても同様に二百五十セット、六十万五千円を見込んでおります。

続きまして、救急活動における感染防止対策につきましては、救急隊員の感染リ

スクを減らすために、これまでもその徹底に努めてまいったところでございますが、先般、神奈川県におきまして救急隊員の新型コロナウイルス感染事例と併せて医療従事者の感染が報告されております。この発生を受けまして、改めて救急隊員の感染防止対策について、感染症の有無に関わらず、平時の救急活動から全ての傷病者に対して感染防止のためのマスク、手袋等の着装を徹底し、活動を行っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が強く疑われる傷病者の場合には、必要に応じ、バリア性の高いつなぎ式の感染防護服を使用するなど、救急隊員が感染しないための対策を今後も継続して行っております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 暫時休憩いたします。

午後三時六分 休憩

午後三時九分 再開

○桐野 忠議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 前議員に引き続きまして令和二年度川越地区消防組合一般会計予算について質疑を申し上げます。

新年度、令和二年度においては、新消防庁舎の建設に係る事業費等が本格的に計上されるということで予算規模が大変大きくなるということになるかと思えます。しばらくこの傾向が続くということです。一方で、財政事情が非常に厳しいということで管理者からお話があったのも承知しております。

そうした中、先ほど議決をした補正予算の中では国庫補助金の追加がありました。こうしたような状況で非常に財政上、国庫補助の採択があると、特に大きな財源になつて非常に有利なものを活用しながら財政をうまく回していくことが必要だと感

じた次第です。この国庫補助ですけれども、この消防に関しては、事業が採択されるというところで追加をされるという流れになっていると拝見をいたしました。

そこで、少しお伺いしておきますが、国庫補助金の申請が可能な消防施設等についてはどのようなものがあるのか、今後の見通しを立てるのに把握をしておくべきだと思いますので、お伺いしておきます。

また、二年度予算にこうした国庫補助金が、採択の可否がありますので、予算上追加されるのは補正予算等になるかと思えますけれども、そういうものを見込んで要望しているもの等があるのかお伺いしておきたいと思えます。

また、近年の国庫補助が採択をされた経過、どういったものが近年、国庫補助で採択をされているのかお伺いしておきたいと思えます。

二点目ですが、これに関連して今回も、新年度でも車両の更新整備があります。本組合はたくさん消防車両等を保有しているわけです。この消防車両については、なるべく長く使うというような方針で、従来よりも少し頑張って使うものが出てきていると承知をしていますが、緊急車両等については、必要な時期にきちんと更新できるかということが一方では心配されることです。車両数も多いですし、また、消防団に関わる非常備の緊急車両についても今後、計画的に更新がされていくのか、これについて少しお伺いしておきますが、常備消防及び非常備の緊急車両の整備の進捗状況についてお伺いしておきたいと思えます。

三点目です。消防団員に支給する費用弁償について、先ほど議決をされたところでございます。従来から要望の高かった費用弁償の条例改正が行われたというのは、大変歓迎するべきところでございます。この点について予算面から少し伺っておきたいと思いますが、その前に、条例の一部改正で今回、金額が改正されたわけですが、改めて確認のため、改正に至った背景について伺っておきたいと思えます。

また、予算面ですが、費用弁償の予算額、これを前年度と比較して新年度がどのようなになるのか、比較をお伺いをできればと思えます。

以上、質疑といたします。

(長澤俊幸警防課長登壇)

○長澤俊幸警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

国庫補助金の申請が可能な消防施設等についてでございますが、大きく分けて消防防災施設整備費補助金と緊急消防援助隊整備費補助金がございます。消防防災施設整備費補助金でございますが、耐震性貯水槽や広域訓練拠点施設等が対象になるものでございます。緊急消防援助隊設備整備費補助金でございますが、消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車、高規格救急自動車等の車両及び高度救命処置用資機材、高度救助用資機材等の資機材が対象となるものでございます。

また、過去五年間の国庫補助金が採択されたものでございますが、平成二十六年にはしご付消防ポンプ自動車で四千五百五十六万七千円、平成二十七年に消防ポンプ自動車二台で二千九万円、平成二十八年に消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材で三千七百九十九万九千円、平成二十九年に高規格救急自動車、高度救命処置用資機材で一千三百四十八万三千円、平成三十年に消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材で三千三百六十五万一千円が採択されております。

本年度につきましては、はしご付消防ポンプ自動車で五千二百二十四千円が採択されております。また、令和二年度でございますが、消防ポンプ自動車二台、高度救助用資機材、緊急消防援助隊用支援資機材で二千七百四十五万一千円の要望調書を提出していただいております。

次に、車両の更新整備についてでございますが、車両更新基準により車両整備計画を立てており、常備消防の緊急車両は、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、救助工作車等の主要な車両につきましては、おおむね更新整備ができていただいております。なお、非常備消防の緊急車両につきましても同様でございます。

以上でございます。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 所管事務であります消防団員に支給する費用弁償について御答弁申し上げます。

条例の一部改正により金額等の改正に至った経緯についてでございます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十三条において、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」と規定されており、費用弁償の支給額等について、近年の社会経済情勢及び近隣消防団の水準を基に、消防団長及び市町の関係部局と協議を重ね、適切な支給額となるよう改正をしたものでございます。

次に、費用弁償予算額の前年度予算との比較についてでございます。

川越市消防団百五十二万円、川島町消防団百九万六千円の増額を見込んでおります。主な要因は、制度改正によるものと隔年で実施している消防ポンプ操法訓練によるものでございます。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○桐野 忠議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第十一として日程に追加し、議題にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第十一として日程に追加し、議題にすることに決定いたしました。

△日程第一 一般質問について

○桐野 忠議長 日程第十一、一般質問についてを議題といたします。

発言を許可します。明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言の許可を頂きましたので、通告をしてあります消防団員の運転車両について一般質問を申し上げます。

これまで、この議場でもこちらの課題が取り上げられましたが、二〇一七年三月から道路交通法の改正により準中型免許が新設され、普通免許証で運転できる車両総重量が三・五トン未満となりました。これまでは普通免許で重量五トン未満の車両まで乗ることができましたが、改正後に取得した普通免許では三・五トン以上が運転できなくなってしまうので、消防活動において支障が出るのが懸念されます。そのため、今後、円滑な消防活動を実施するためには、道交法改正後に普通免許を取得した消防団員の方にも準中型免許を取得していただく必要があると考えます。

そこで、まず二点お伺いいたします。

基本的なこととなりますが、道路交通法改正の概要について、一点目お伺いいたします。

二点目に、道路交通法改正による今後対象となり得る団員の推移についてお伺いします。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 御答弁申し上げます。
道路交通法改正の概要についてでございます。

平成二十九年三月十二日の道路交通法改正に伴い、準中型免許が新設されました。準中型免許は車両総重量七・五トン未満、普通免許は車両総重量三・五トン未満の自動車運転が対象となり、消防団で所有する消防自動車は車両総重量三・五トン以上五トン未満に区分されるため、道路交通法改正後に取得した普通免許では消防自動車は運転ができなくなります。

次に、道路交通法改正による今後対象となる団員の推移についてでございます。消防自動車を運転する業務に当たる消防団員を機関員として任命しているところであり、現在の機関員は、道路交通法改正前に運転免許を取得しているため運転が可能ですが、近年入団した若年層の消防団員が今後、機関員となった場合に運転できないこととなります。現時点で把握している対象者が発生する時期と人数は、令和五年度に一名、令和六年度に二名であり、令和七年度以降も少しずつ対象者が増加するものと見込まれております。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁を頂きました。

今後、準中型車両、そちらのほうに乗れなくなってしまう消防団員の方の人数について確認をさせていただきました。令和五年度に一名、令和六年度に二名、その後も少しずつではありますが、増加が見込まれるとのことございました。対象の方たちに適正なサポートを実施し、消防活動力、消防力を維持する必要があるためには令和四年度から準中型免許取得に対する補助を実施しなくてはなりません。

そこで、二回目にお伺いいたします。

対象となる団員の方への補助を導入した場合の予算はどの程度かかるのか。

二点目に、予算を計上する考えをお持ちであるのかお伺いしまして、私の一般質問いたします。

(西村政徳総務課長登壇)

○西村政徳総務課長 御答弁申し上げます。

対象となる団員への補助を導入した場合の予算についてでございます。道路交通法改正後に普通免許取得後、準中型免許を取得する場合、自動車教習所にて免許取得にかかる経費につきましては、おおむね十七万円程度が見込まれております。

対象の消防団員について免許取得助成制度を導入した場合の助成の種類といたしましては、近隣の導入状況を鑑みますと、経費の三分の二、かつ上限十万円程度の定額助成が一つとして挙げられます。令和五年度に現在対象の団員を含めまして機関員として三名程度を見込みますと、令和四年度に予算として三十万円程度が見込まれます。

次に、予算計上についてでございます。

現在、免許取得助成制度について調査研究を進めているところでございます。令和三年度中には制度を整備し、令和四年度予算に上程できるよう、消防団長、市町及び関係部局と協議を重ね準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上をもって通告者の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

△閉 会

○桐野 忠議長 以上をもって川越地区消防組合議会第一回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時二十七分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

令和二年川越地区消防組合議会第一回定例会会議録

日程第 二

本日一日間と決定した。
議案提出書の公表について
議案提出書を公表した。

日程第 三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の
報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第 四

会議録署名議員指名について
議長指名のとおり決定した。

日程第 五

監査結果の報告について
監査結果の提出について報告した。

日程第 六

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて
委員会の結果について委員長が報告した。

日程第 七

川越地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例を
定めることについて

原案可決

日程第 八

議案第 二号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第 九

議案第 三号 令和元年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第一
号）

原案可決

日程第一〇

議案第 四号 令和二年度川越地区消防組合一般会計予算
原案可決

日程第一一

一般質問について
議員一人が一般質問を行った。